

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。(注)

石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:			
調査終了年月日 看板表示日		令和年月日 令和年月日	
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出等)作業の作業期間		令和年月日～令和年月日 令和年月日～令和年月日	
調査方法の概要(調査方法・箇所) 調査方法 調査箇所			
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類と判断根拠) 【石綿含有あり】 【石綿含有なし】			
石綿除去(特定粉じん排出等)作業の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		現場責任者氏名 連絡場所TEL を石綿作業主任者に選任しています。 氏名又は名称及び住所 調査を行った者(事前調査、分析等の実施者)	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		その他必要な事項	
使用する資材及びその種類			